

**戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第3期
課題「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築」**

④事務的なルール等に関する概要説明

選考の流れ



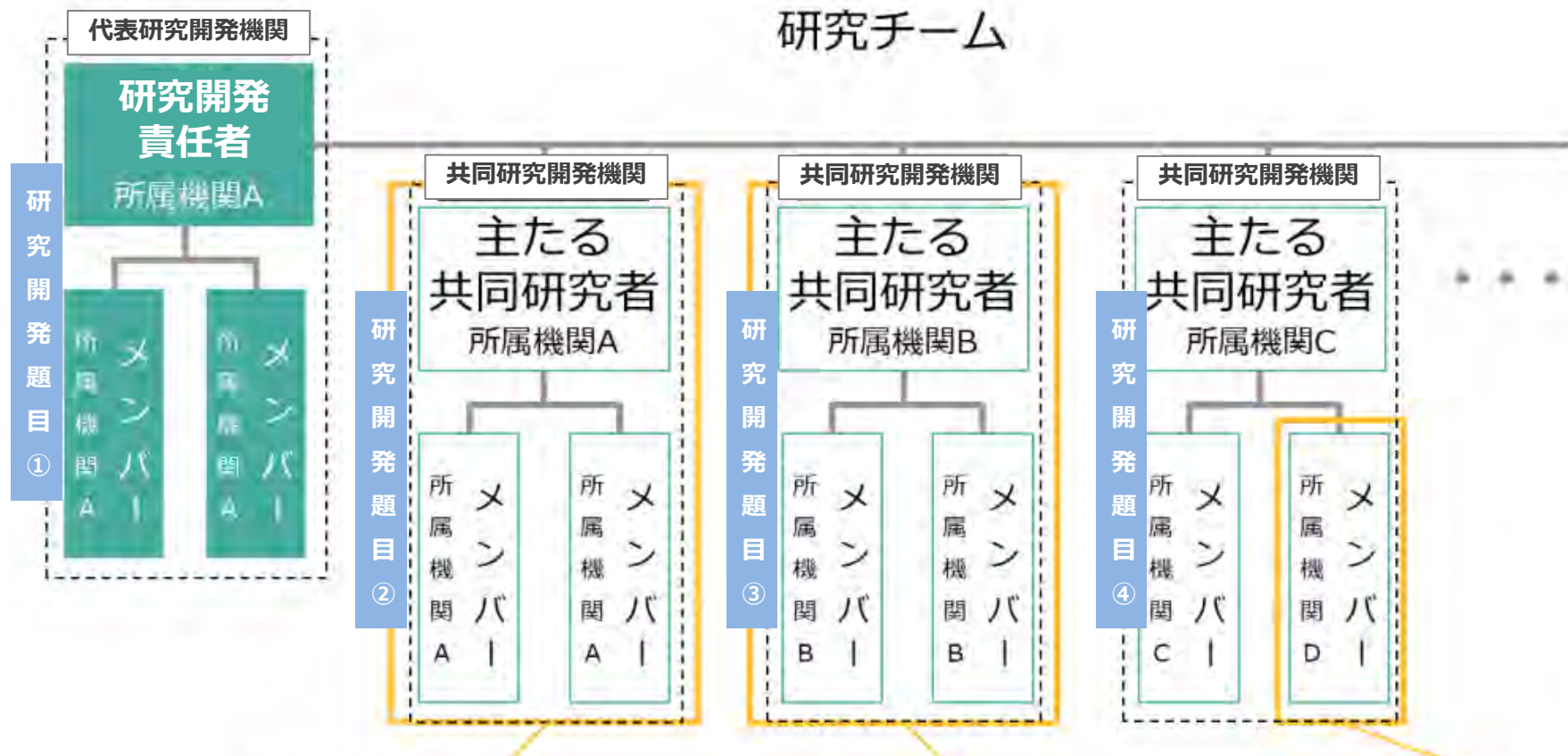
- 公募締切: 5月24日(水)12時(正午)《厳守》
- 選考は非公開
- 選考に関わる者→守秘義務遵守
- 利害関係者→選考不参加
- PDが応募者に対して、研究開発内容や研究開発体制の組み換え等の要請を行い、その結果によって選定を判断する場合がある。
- 面接審査を行う実施日が調整でき次第、HPに掲載予定。面接審査対象者への面接審査日時のお知らせは、書類審査後、個別に通知します。

応募者の要件

本公募は研究開発責任者個人が応募してください。応募者の要件は以下のとおり：

- ① 自らの研究開発構想に基づき、**産学連携を含めその構想の実現に適した実施体制を構築し**、研究開発責任者として当該研究開発テーマを推進できる研究者であること。
- ② 研究開発テーマに係る分野において、研究蓄積を有するとともに、研究実施において必要となる関係者との連携や協力体制が構築できる活動実績を有すること。
- ③ 国内の研究機関※に所属して研究開発を実施できること。
※「国内の研究機関」：国内に法人格を持つ大学、独立行政法人、国公立試験研究機関、特別認可法人、公益法人等、企業等のうち、研究開発を実施している機関
- ④ 不適正経理に係る申請資格の制限等に抵触していない研究者であること。
- ⑤ 所属研究機関において、**研究倫理教育に関するプログラムを予め修了している**こと。または、JSTが提供する教育プログラムを所定の時期までに修了していること。
※詳しくは、公募要領「4-1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照

研究開発実施体制と委託研究契約について



研究開発責任者と同一の所属機関でも主たる共同研究者とすることは可能（個別委託研究費を執行する必要がある場合は必須）

研究開発責任者と異なる機関でも主たる共同研究者は当該所属機関にて委託研究費を執行することが可能

所属機関が異なるメンバーをグループに入れることは可能。ただし、所属機関Dでは委託研究費を執行することは不可（所属機関Dで委託研究費を執行する場合は主たる共同研究者とする必要あり）

JSTとの委託研究契約

- 研究開発責任者が作成し、PDによって承認された計画に基づき、研究開発費を受け取る全機関とJSTが1対1の委託研究契約を締結
- 原則、研究開発要素を含む再委託は不可
- 間接経費

受託機関の種類	間接経費の上限額
大学、独法、公益法人、中小企業*	直接研究費の15%を上限
企業(中小企業*のぞく)	直接研究費の10%を上限

*：中小企業の定義は中小企業基本法第2条を準用し、採択時時点において判定

- 研究開発期間
2023年8月下旬以降開始～最長2028年3月末まで
※毎年度評価により配分額を決めるため、次年度以降の予算が約束されるものではありません

JSTとの委託研究契約

- 複数年度契約の締結

- 研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から複数年度契約に対応。年度を跨る調達契約等ややむを得ない理由で生じた委託研究費の繰越が可能に。

※繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる

※研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合あり

- JSTとの委託契約書とは別に参画機関間で適切な共同研究契約を締結

- 知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないように取り決め

SIP事業の「競争的研究費化」について

- 令和5年度からSIPが「競争的研究費」に登録されることが整理された。競争的研究費への登録により、現行のSIP運営指針と異なるルールについて改正が検討される見込み（間接経費の割合が30%となるなど）
- 本公募における経過措置
競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ（間接経費の執行に係る共通指針を含む）等については、令和5年度から直ちに適用することが困難であることから、本公募においては、経過的な措置として従来同様の運用が適用される予定。（契約期間内は従来の運用指針を適用）
- 令和6年度公募以降の措置
令和6年度以降の公募については、競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ（間接経費の執行に係る共通指針を含む）等を、順次適用していく予定。

マッチングファンド形式について

- 社会実装に向けて産業界と協調・連携して取り組むため、民間企業からの人的・物的貢献を求める
- 3年目の中間評価の結果、個々の研究開発テーマについて、主として民間企業において社会実装を目指すものであって、研究開発フェーズが高いもの等については、当該研究開発テーマを実施する民間企業等及び国（SIP予算）が費用を半分ずつ支出するマッチングファンド方式を活用
- SIP第3期のマッチングファンドの考え方について（令和4年12月23日 ガバニングボード）：
https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_matchingfund.pdf

知財に関する事項

● 知財委員会

- JST又は研究開発責任者の所属機関(委託先)に「**知財委員会**」を設置
- 研究開発成果に関する論文発表及び知財の権利化・秘匿化・公表等の**方針決定**、必要に応じた知財権の実施許諾に関する**調整等**
- 原則としてPD またはPD の代理人、主要な関係者、専門家等から構成

● 知財及び知財権に関する取り決め

- 秘密保持、バックグラウンド知財権、フォアグラウンド知財権の扱い等について、予めJSTと委託先との契約等により定める
※バックグラウンド知財権: 研究開発責任者やその所属機関等が、プログラム参加前から保有していた知財権及びプログラム参加後にSIP の事業費によらず取得した知財権
※フォアグラウンド知財権: プログラムの中でSIP の事業費により発生した知財権

知財に関する事項

- バックグラウンド知財権の実施許諾

- 他のプログラム参加者へのバックグラウンド知財権の実施許諾は、知財の権利者が定める条件あるいはプログラム参加者間の合意に従い、知財の権利者が許諾可能
- 知財の権利者の対応が、SIPの推進に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得る

- フォアグラウンド知財権の取扱い

- 発明者の所属機関(委託先)に帰属させる
- 積極的に事業化を目指す者による知財権の保有、実施権の設定を推奨
- 脱退者の知財権は脱退時にJSTが無償譲渡させること及び実施権を設定できる
- 知財権の出願・維持等にかかる費用は、原則として知財の権利者による負担

知財に関する事項

- フォアグラウンド知財権の実施許諾

- 他のプログラム参加者への実施許諾は、知財の権利者が定める条件あるいは「プログラム参加者間の合意に従い、知財の権利者が許諾可能
- 第三者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、プログラム参加者よりも有利な条件にはしない。実施権設定・移転承諾前にJSTの事前承認が必要
- SIP の推進に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得る

- フォアグラウンド知財権の移転、通常実施権、専用実施権の設定・移転の承諾

- フォアグラウンド知財権の移転、通常実施権、専用実施権の設定・移転には、合併・分割による移転の場合や子会社・親会社への知財権の移転、専用実施権の設定・移転の場合等を含め、JSTの承認が必要
- 合併等に伴う知財権の移転等の後であってもJSTは当該知財権にかかる再実施権付実施権を保有可能。当該条件を受け入れられない場合、移転を認めない

知財に関する事項

- 終了時の知財権の取扱い
 - 研究開発終了時に、保有希望者がいない知財権等については、知財委員会において対応（放棄、あるいは、JSTによる承継）を協議
- 国外機関等（外国籍の企業、大学、研究者等）の参加
 - 当該国外機関等の参加が課題推進上必要な場合、可能
 - 研究開発の受託等にかかる事務処理が可能な窓口または代理人が国内に存在することが原則
 - 知財権はJSTと国外機関等の共有

研究開発責任者の責務等

① 研究開発の推進及び管理

- a. 研究開発課題の実施にあたり研究開発課題内の研究開発実施計画の立案とその進捗管理の責任を負うこと
- b. 研究開発の推進に当たっては、PDの研究開発に関する方針の遵守すること
- c. 課題全体、サブ課題または個別の研究開発テーマの体制内における会議体の参加・開催・設置、それらの会議体における各種資料の作成、その他関連事項について、PD、サブPDまたは総括責任者から研究開発責任者に要請した場合、応じていただくこと

研究開発責任者の責務等

① 研究開発の推進及び管理

- d. 課題全体、サブ課題または個別の研究開発テーマの体制内においてELSIやD&Iの視座等からの検証を図るため、また、サブ課題または個別の研究開発テーマが連携することで、さらに大きな集合知を創成し、学術的・社会的な進歩を促すために、PD、サブPDまたは総括責任者から研究開発責任者に研究データの提供要請があった場合は、個々の研究開発に支障のない範囲で、応じていただくこと

例： 学習活動ログデータについて、文部科学省が進める教育データの標準化の動向に応じた共有など

研究開発責任者の責務等

① 研究開発の推進及び管理

- e. JSTの指示に従い、研究開発報告書等の種々の書類を遅滞なく提出すること
- f. 事業評価等の研究開発評価や、JSTによる経理の調査や不定期に行われる国による会計検査等へ対応すること
- g. JSTと研究機関との間の委託研究契約と、その他内閣府及びJSTの定める諸規定等を遵守すること

研究開発責任者の責務等

② 研究開発費の管理

担当する研究開発テーマ全体の研究開発費の管理（支出計画とその執行等）を所属機関、および共同研究開発機関とともに適切に行うこと

③ 研究開発に参画するメンバーの管理

研究開発責任者は、参画するメンバー、特に本研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件への配慮

研究開発責任者の責務等

④ 研究開発成果の取り扱い

- a. 国内外での研究開発成果の積極的な発表とそれに先立つ知的財産権の取得への十分な配慮
- b. 知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願
- c. SIPにおける研究開発成果を論文・学会等で発表する場合は、必ずSIPの成果である旨を明記
- d. 内閣府及びJSTが国内外で主催するワークショップ、シンポジウム及び内部成果報告会等に同一研究開発課題に参画するメンバーとともに参加し、研究開発成果
そこで得られた情報について、可能な範囲で研究開発チームのメンバーへ提供
- e. 知的財産権の取り扱いについては、内閣府等及びSIP運用指針、研究開発実施計画、PDの定める方針を遵守すること

研究開発責任者の責務等

⑤ 各種の情報提供

- a. JSTが研究推進法人として府省共通研究開発管理システム(e-Rad)及び政府研究開発データベースへ所要の情報(研究開発テーマ構想名、研究開発機関のメンバーや研究開発費等)を提供するのに際し、情報提供依頼へのご対応をお願いします
- b. 研究開発終了後、一定期間を経過した後に行われる追跡評価における、各種情報提供やインタビュー等への対応
- c. 各年度終了後に、e-Rad への実績報告(研究成果・会計実績)が必要となります。研究者等および研究機関は、JST の指示に従い、入力作業やデータ提供などの対応をお願い致します

研究開発責任者の責務等

⑥ 国民との科学・技術対話

科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、シンポジウム・ワークショップなど国民との科学・技術対話に積極的な取り組み

⑦ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組

研究開発責任者及び主たる共同研究者は、JSTの研究費が国民の貴重な税金でまかなわれていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。次に掲げる事項を遵守：

- a. 募集要項等の要件及び所属機関の規則の遵守
- b. 研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わないこと
- c. JSTが指定する研究倫理教材「eAPRIN(旧名称CITI)」の受講についての周知徹底、内容の理解に関する参画する研究者等との約束

主たる共同研究者の責務等

① 研究開発の推進及び管理

② 研究開発費の管理

所属機関内の研究開発費の管理（支出計画とその執行等）の適切な実施

上記の責務に加え、「研究開発責任者の責務等」③～⑦を含みます

e-Radを通じた応募方法

- 応募方法

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)利用

※e-Radへの研究機関、研究者情報の登録が必要

※機関の新規登録には2週間程度必要

- 応募にあたっての事前準備(e-Radの利用登録など)

タイミング	実施すべき内容
応募前まで	● e-Rad研究機関登録 ※未登録の場合、研究開発責任者の所属機関のみ ● e-Rad研究者登録 ※研究機関登録後、研究機関において登録 ※未登録の場合、研究開発責任者のみ ● 研究倫理教育に関するプログラムの受講 ※研究開発責任者のみ
【採択された場合】 契約まで	● (契約予定機関)体制整備等自己評価チェックリストの提出 ● (契約予定機関)研究不正行為チェックリストの提出

お問い合わせ先

- 事業内容に関すること
問い合わせは電子メールでお願いします。

JST社会技術研究開発センター(RISTEX) SIP担当
sip3-ristex@jst.go.jp

※土曜日、日曜日、祝祭日に頂いたメールは休日明けの回答になります

※公募HPに最新の情報を掲載いたします。併せてご覧ください。

<https://www.jst.go.jp/sip/pos/koubo.html>

- e-Radの操作に関する問い合わせ：
e-Radヘルプデスク: 0570-057-060(平日9時～18時のみ)
※ナビダイヤルを利用できない場合: 03-6631-0622(直通)
<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第3期
課題「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築」

⑤質疑応答（事務事項について）